

厚木市都市農業振興計画 中間見直し

持続可能な都市農業の振興に向けて



令和5年3月
厚木市

持続可能な都市農業の振興に向けて



厚木市は神奈川県の中央部に位置し、北西部に丹沢・大山の美しい山並みが広がり、東部には相模川が流れる自然豊かなまちです。一方で、交通の要衝としても栄え、自然と都市が調和する環境の中で都市農業が発展してまいりました。

「新鮮で安心・安全な農畜産物を消費者に届けたい」という生産者の皆様の思いを具現化するため、市街地に隣接した立地を生かした地産地消などの様々な施策を推進しているところです。

こうした中、本市では平成30年度からの10年間を計画期間とする「都市農業振興計画」を策定し、都市農業の更なる発展を目指してまいりました。しかしながら計画策定以降、農地の都市的な土地利用の増加や生産資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、計画の中間見直しを行うことといたしました。見直しでは、現計画の進捗状況等をしっかりと点検・評価した上で施策の改善を図り、本市における農業政策（都市農業）の在り方を整理しております。

私は、農業の振興支援を政策の柱の一つに掲げております。見直しを行った施策については、農業者や農業関係団体の皆様と共に積極的に取り組み、持続可能な都市農業の振興を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の見直しに当たり、貴重な御意見をいただいた都市農業振興計画中間見直し検討委員の皆様を始め、農業者、市民、農業関係団体の皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和5年3月

厚木市長 山口 貴裕

目 次

はじめに	1
1 計画の目的と見直しの趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
第1章 現状と課題	5
第1節 厚木市の概要	6
1 地勢	6
2 人口	6
第2節 厚木市農業の現状	7
1 農業従事者	7
2 農地	9
3 農業生産	10
4 その他	13
5 地区別の概要	14
第3節 農業者の意向	28
1 中間見直しに関する農業者アンケート	28
2 意見交換会（ヒアリング）	31
第4節 持続可能な開発目標（S D G s）	32
第5節 都市農業振興の課題	33
1 農業就業者数や認定農業者の減少	33
2 農業所得の向上	33
3 農地の集積や基盤整備	33
4 都市的土地利用の増加による農地の減少	33
5 燃油や飼料等、生産資材の価格高騰	33
6 異常気象等による生産基盤への影響	34
7 都市的環境への対応など	34
第2章 基本方針及び施策の体系	35
第3章 施策内容	39
第1節 生産～魅力あふれる厚木の農業～	40
1 中核的経営体への支援	40
2 環境負荷軽減の推進	40
3 農業所得の向上対策	40
4 農業経営の安定対策	40
5 農地の保全	40

6	厚木ブランドの推進	41
7	畜産経営の安定対策	41
8	6次産業化の推進	41
9	鳥獣被害及び病害虫雑草防除対策の推進	41
第2節 繙承～厚木の未来につなげる農業～		43
1	後継者の育成・支援	43
2	新規就農者への支援	43
3	女性農業者への支援	43
4	農業技術等の向上対策	43
5	農福連携の推進	43
6	都市農業への理解の醸成	44
7	I C Tを活用したスマート農業の推進	44
8	多面的機能の維持・発揮	44
第3節 共存～豊かな厚木をつくる農業～		46
1	地産地消の推進	46
2	食農教育の推進	46
3	カーボンニュートラルの推進	46
4	農業を体験する機会の提供と体験型農園の推進	46
5	観光との連携や観光農園の推進	46
6	多様な取組による農畜産物の提供	46
7	防災機能の発揮	46
第4章 計画の推進		49
第1節 計画推進体制の確立		50
第2節 計画の進行管理		50
資料編		51
1	策定経過	52
2	厚木市都市農業振興計画中間見直し検討委員名簿	53

はじめに



厚木市マスコットキャラクター
あゆ川ちゃん

1 計画の目的と見直しの趣旨

厚木市都市農業振興計画は、「持続可能な都市農業の振興に向けて」、都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興に資するため、平成 30 年 3 月に策定しました。

これまで、計画に基づき様々な施策を実施してまいりましたが、計画策定から 4 年が経過し、農地の都市的土地利用の増加を始め、燃油や飼料等、生産資材の価格高騰などの環境変化を踏まえ、本計画をさらに実効性のあるものとするため、現行の計画を見直すものです。

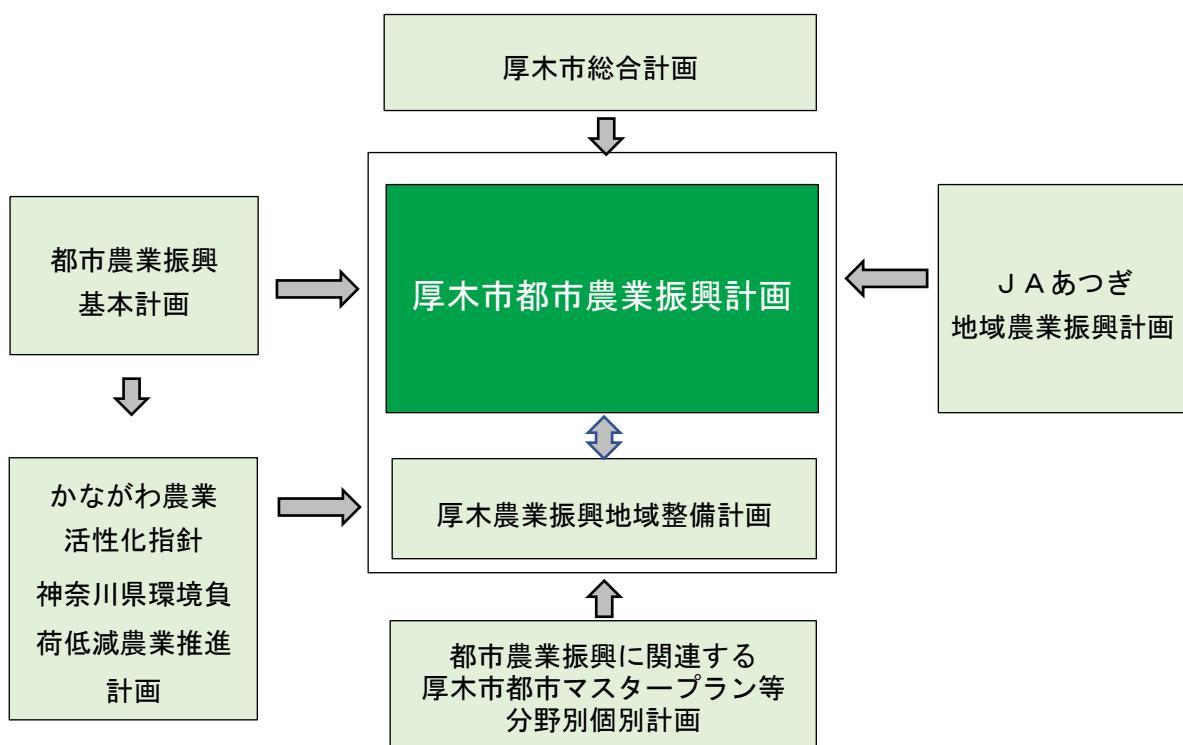
2 計画の期間

計画の期間は、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間とします。

3 計画の位置付け

本計画は、第 10 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」が掲げる将来都市像『自分らしさ輝く希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』の実現を目指す個別計画であり、また、国の「都市農業振興基本計画」や神奈川県の「かながわ農業活性化指針」、神奈川県と本市を含む県内市町村連名による「神奈川県環境負荷低減農業推進計画」、さらには本市の分野別の個別計画等との整合を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けます。

■関連計画等との関連



都市農業振興基本計画

「都市農業振興基本法」では、「都市農業の有する機能の適切・十分な發揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全」、「人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存」、

「都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解」を基本理念とし、「政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表すること」、「地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表すること」が求められています。

「都市農業振興基本計画」は、この法律に基づいて策定されたものであり、施策の対象区域は市街化区域のほか、縁辺の市街化調整区域を含むものとされ、新たな都市農業振興と土地利用計画の制度として、担い手に対する支援とその事業計画等を評価するための公的関与の仕組み、農地の貸借等を促進するための制度的措置と遊休農地対策、地方都市におけるコンパクトシティ施策との連携などを特徴としています。

「厚木市都市農業振興計画」は「都市農業振興基本法」に規定する「地方計画」を含むものとして策定しました。

かながわ農業活性化指針

神奈川県では、都市農業を持続的に発展させるため、「神奈川県都市農業推進条例」(平成18年4月施行)に基づき、「かながわ農業活性化指針」を策定しました。令和5年3月に改定した指針では、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進－魅力ある農業を次世代につなぐ－」とし、その目標達成のために、「生産性の向上と担い手の育成・確保」、「安定的な農業生産と次世代への継承」、「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」の3つの施策の方向を設定し、「魅力ある農業」を次世代に引き継ぐため、経営感覚に優れた農業者を育成し、時代や環境の変化に柔軟に対応した安定的で生産性が高く、県民が身近に感じることができる農業を推進する必要があるとしています。

神奈川県環境負荷低減農業推進計画

神奈川県と本市を含む県内市町村は連名で、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、令和5年3月に神奈川県環境負荷低減農業推進計画を策定しました。計画では環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、県及び市町村の役割分担を明確化し、お互いに協力及び連携して取り組むものとしています。

厚木農業振興地域整備計画

「農業振興地域の整備に関する法律」(以下「農振法」)は、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的」とし、この法律に基づいて「農業振興地域制度」が運用されています。

農業振興地域の指定を受けた市町村は、知事と協議して「農業振興地域整備計画」を策定することとされており、この計画に定める事項は以下のとおりとなっています。

- ア 農用地利用計画
- イ 農業生産基盤の整備開発計画
- ウ 農用地等の保全計画
- エ 規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画
- オ 農業近代化施設の整備計画
- カ 農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画
- キ 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ク 生活環境施設の整備計画
- ケ 必要に応じ、イ～クにあわせて森林整備その他林業の振興との関連に関する事項